

○松本市空き工場等活用事業補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第128号

改正 平成20年3月31日告示第192号

平成21年3月31日告示第195号

平成24年7月9日告示第399号

平成28年3月31日告示第139号

平成30年3月30日告示第81号

令和6年3月26日告示第162号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における工業の振興を図るため、中小製造業者等が空き工場等を活用して製造業等の起業、新商品・新技術の開発等の事業を営む場合の工場等賃借料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き工場等 前の入居者が退去した後又は物件が完成した後3か月を経過しても入居者の決まらない工場、事務所等の施設（現状変更等により工場、事務所等として使用する施設を含む。）及び一般財団法人松本ものづくり産業支援センターの創業支援施設をいう。

(2) 中小製造業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業、情報サービス業を営む企業者、その他市長が特に必要と認める事業を営む企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小製造業者等のうち次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 事業に必要な許可等を取得（見込みを含む。）していること。
- (3) 市内に工場等を有していないこと（市内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も当該工場等において継続して事業を営むこと。）。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率・補助限度額	補助期間
中小製造業者等が、空き工場等を賃借して事業を営む場合の家賃	2分の1以内（限度額 月額8万円）	12月を限度とする。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市空き工場等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に申請するものとする。ただし、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（法人の場合は代表者のもの）
- (2) 会社の定款の写し（法人の場合）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 市税納税証明書（市内に居住する個人又は市内に本社を有する法人を除く。）
- (5) 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
- (6) 工場等の賃貸借契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第6条 前条の規定による申請があった場合は、市長は、補助金交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、第5条の書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく松本市空き工場等活用事業変更・中止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告書)

第8条 決定者は、毎年度3月末日までに規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に提出するものとする。

- (1) 工場等賃借料領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(重複助成の排除)

第9条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第192号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第195号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日告示第399号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第139号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第81号)

附 則(平成30年3月30日告示第81号)

この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市空き工場等活用事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市空き工場等活用事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市空き工場等活用事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第5条関係)

松本市空き工場等活用事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者名

松本市空き工場等活用事業補助金 _____ 円を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 工場等の所在地	松本市		
2 会社名等	(TEL _____)		
3 事業開始(予定)年月日	年 月 日		
4 業種及び事業内容			
5 貸借契約の内容	賃	住 所	
	貸		
	人	氏 名	
	賃借料月額		円
6 補助対象期間	年 月分 ~ 年 月分		

【税情報の閲覧に関する同意欄】

上記補助金の交付申請に当たり、市が、個人又は法人の税情報を閲覧することに同意します。

申請者 氏名(代表者氏名) _____
(個人事業主の場合は生年月日: 年 月 日)

法人名 _____ 印 (法人のみ)

※法人の場合は、法務局登録印を押印してください。

様式第2号(第7条関係)

松本市空き工場等活用事業変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

住所又は所在

申請者 名 称

氏名又は代表者名

年 月 日付け松商商指令第 号で補助金交付決定のあった松本市
空き工場等活用事業を、下記のとおり変更・中止したいので、承認してください。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）